

こんにちは！ 農業普及所です



第115号
 県中農林事務所須賀川農業普及所
 須賀川市花岡34
 TEL (0248)75-2180
 75-2181
 FAX (0248)72-8331
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36222a/>

今年も、斑点米カメムシに注意が必要です！

最近、カメムシが加害したことにより生じる斑点米（着色粒、写真1）による落等が問題になっています。その主な理由は、アカスジカスミカメ（写真2）が急増したことです。アカスジカスミカメは体長5mm程度であり、肉眼で確認することが難しい虫ですが、今年も、各地の畦畔のイネ科雑草で多数確認されています。



写真1：斑点米（天のつぶ）



写真2：アカスジカスミカメ



写真3：加害している様子

以下の斑点米カメムシ対策を実施し、一等米比率の向上に努めましょう！

1 作付け計画

主要品種の出穂時期と極端にずれた時期に出穂するほ場では、斑点米カメムシの集中加害をうける可能性があるため、そのような栽培方法および品種の作付けを避けましょう。アカスジカスミカメは、籾と籾の間に生じた隙間から、ストローのような口で登熟中の玄米を吸い（写真3）、これが原因で斑点米が発生します。「天のつぶ」、「チヨニシキ」など割れ籾が出来やすい品種は、特に注意が必要です。

2 畦畔雑草の管理

斑点米カメムシは、普段、畦畔や水田周辺のイネ科雑草で生活していますが、イネが出穂すると水田に侵入、加害します。そこで、イネ科雑草の穂が出る前に草刈りを実施し、斑点米カメムシの密度を抑制しましょう（図1）。ただし、イネの出穂期前後に雑草等の草刈りを行うと、斑点米カメムシを水田内に追い込む場合があるので、出穂10日前までとします（図2）。

3 水田雑草の管理

水田内にノビエ等のイネ科雑草が発生した場合、斑点米カメムシの侵入を助長し、繁殖源となるため、雑草防除を適切に実施しましょう。なお、アカスジカスミカメは、ホタルイやシズイ等へも産卵するため、これらの雑草も適正に管理する必要があります。

4 薬剤防除

液剤・粉剤の散布適期は、乳熟期（イネ出穂期の7～10日後）です。イネが出穂する前から、水田内にノビエ、ホタルイの穂が多数見られる場合には、すでにアカスジカスミカメが侵入している恐れがありますので、穂揃期に1回目の防除を行いましょう。

（図2）

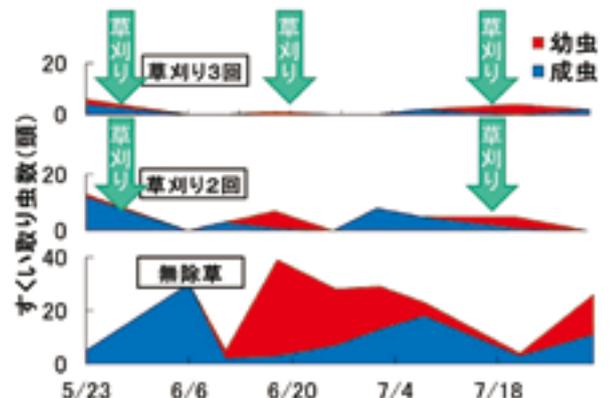


図1 畦畔管理の違いによるアカヒゲホソミドリカスミカメの生息密度推移（平成13年 山形農試庄内支場）

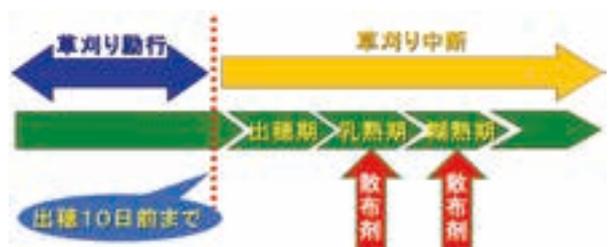


図2 斑点米カメムシ防除の基本

風評被害に関する消費者アンケート



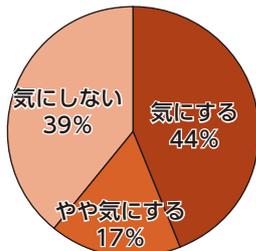
図：直売所に掲示したチラシ

すかがわ・いしかわ地方のJA、直売所等において、いまだに消費者離れが課題となっており、より安全性のPRによる風評被害の払拭が求められています。そのため、放射性物質のモニタリング検査結果で得られたデータを市町村・品目ごとに一覧表（チラシ）にし、直売所のお客様にアンケートを取り、安全性PR・風評被害払拭効果を検証しました。

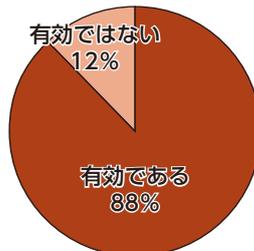
(1) 結果

直売所での消費者アンケートの結果、食品の放射性物質検査状況について、「気にする」または「やや気にする」と答えた消費者は全体の61%でした。また、年齢別に見ると、20～30歳代では100%、40～50歳代では81%、60歳代では45%、70歳代以上では50%の消費者が「気にする」または「やや気にする」と答えました。「各市町村・品目ごとの検査結果チラシは有効ではない」と答えた消費者は全体の12%であり、その理由としては、「放射性物質が検出されないのであれば、チラシを配る必要はない」、「放射能を気にしていない」などでした。

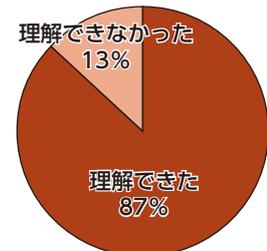
食品の放射性物質検査状況について



チラシの有効性について



農産物安全性の理解について



(2) 考察

消費者アンケートの結果から、依然として食品の放射性物質検査に対する関心は高く、今後も引き続き消費者へ放射性物質検査結果の情報提供を行っていく必要があります。多くの消費者が各市町村・品目ごとの検査結果は知りたいと思っているので、検査データを見やすくしたチラシは安全性のPR・風評被害払拭に有効です。今後は若い世代からの意見を集約した新たな方法を模索し、安全性PR・風評被害払拭をしていく必要があると感じました。

農薬適正使用と安全

もう一度チェックしましょう！

農産物に対する残留農薬基準値超過等の事例が発生しています！次のことに注意してください！

▶ラベルの確認

使用する農薬の適用作物、希釈倍率、使用量、使用時期、使用回数等をよく確認しましょう。

▶有効成分の総使用回数

商品名が違っていても、同じ成分を含む農薬がたくさんあります。同じ成分をこれまで何回使用したか正確に記録しておく必要があります。しっかりと散布履歴をつけるようにしてください！

▶周辺環境への配慮

住宅地や公共施設に隣接する農地での防除作業にあたっては、近隣の住民等に対して、防除作業を行うことを事前にお知らせし、理解を得ることが大切です。

▶農薬の飛散防止

農薬の散布は、風が弱いときに行いましょう。

ネット等の遮蔽物の利用、噴霧圧の調節、ドリフトの少ないノズルへの交換を実施しましょう。

農薬の登録情報は変わります。最新の情報は(独)農林水産消費安全技術センターの「農薬登録情報」で確認することができます。<http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm000.html>

▶農作業中の健康管理

散布時の農薬用マスク・保護めがねを身につけるようにしましょう！

平成26年産牧草・飼料作物のモニタリング検査について

当管内で生産される26年産牧草・飼料作物のモニタリングは、下表の作物区分・利用区分ごとに実施しています。モニタリングにより流通・利用の可否判断が実施されるまでは、対象となる全ての牧草・飼料作物について流通・利用の自粛をお願いいたします。

作物区分	利用区分	主な種類	検査点数	対象地域	判断方法
永年生牧草	青刈利用	オーチャードグラス、チモシー、リードカナリーグラス、イタリアングラス等	農家(圃場)ごと	除染が完了した圃場	個別判断
	サイレージ・乾草利用				
単年生飼料作物	イネ科長大作物	飼料用トウモロコシ、ソルガム類	1市町村あたり5点	該当作物の作付がある市町村	地域判断
	イネ科飼料作物	イタリアングラス、ライ麦、エン麦、ヒエ等			
	稲発酵粗飼料	-			
	稲わら(畜産利用に限る)	-			

なお、利用区分においては青刈利用より、サイレージ・乾草利用の判断を優先して実施します。サイレージ・乾草利用が可能となった地域については青刈利用も可能となります。また、青刈利用が可能となった地域については放牧利用も可能となります。

◎永年生牧草の利用判断について

除染(草地更新)が完了した牧草地で生産された永年生牧草(オーチャードグラス、チモシー、マメ科牧草等)については、個別にモニタリング検査を実施し、流通・利用の可否を判断します。1番草のモニタリング検査結果が飼料の暫定許容値100Bq/kg以下となった場合は、流通・利用の自粛が解除されますが、平成26年度より、1番草で30Bq/kgを上回った場合には、2番草以降の再生草についても検査をおこない暫定許容値以下であることを確認することが必要となりました。1番草の結果が30Bq/kg以下であった場合には、再生草の検査をせずに2番草以降についても流通・利用が可能となります。なお、平成24・25年度のモニタリング検査で、既に利用可能となった牧草地については、26年度の検査は実施せずに利用することができます(ただし30Bq/kgを超過していた場合のみ、今年度の2番草について確認検査を行います)。

◎平成26年産単年生イネ科飼料作物の判断状況について

単年生イネ科飼料作物については、市町村ごとに利用可否が判断されますが、当管内においては石川町、平田村、浅川町、古殿町が検査を終了し、流通・利用可能と判断されています。(7月9日現在)

除染が完了した永年生牧草地で検査が未実施の方、単年生イネ科飼料作物については上記以外の市町村で該当作物の生産、調製をおこなっている方、また今後はイネ科長大作物や稲発酵粗飼料等についても生産されている方はモニタリング検査へのご協力についてよろしくお願いいたします。

“農業で頑張っていこう” という農業者を応援します!

「認定農業者制度」は、意欲ある農業者の自主的な経営改善を支援する制度です。自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を、市町村が設定する目標に照らし適切であるかどうかを審査し、認定します。農業委員会、JA、普及所等は計画達成に向けた取り組みを支援し、地域農業の担い手育成・確保につなげていきます。認定を受けた農業者へは、融資、補助、税制等の支援があります。

なお、認定申請については各市町村へお問い合わせください。

エコファーマーになってみませんか?

エコファーマーとは、土づくりと化学肥料・化学農薬の低減に一体的に取り組む農業者のうち、県知事から「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定を受けた方です。

「持続性の高い生産方式」とは、生産物の量や品質を確保しながら、将来にわたり農地の生産力を維持・増進する生産方式です。

新たにエコファーマー認定を目指す方、5年間の認定期間を終了し計画の更新をされる方は、須賀川農業普及所または最寄りの市町村、JAまでご相談ください。



これからの地域農業を考える ～国の支援事業を有効に活用しましょう～

現在の農業・農村をとりまく環境は、農業従事者の高齢化等による減少、米価の低迷、原子力発電所事故に伴う風評等により厳しい状況です。このような状況の中で国では、大規模経営体を育成するため、支援策を担い手に集中していくこととしています。代表的な施策を紹介します。

【 人・農地プラン 】

地域での話し合いにより将来の担い手を明確化するとともに、5年後、10年後でも地域農業が維持・発展するための設計図です。その設計図の目標達成に向けて取り組む地域や担い手に対して国が各種支援を行います。

【 農地中間管理機構（農地バンク制度） 】

担い手への農地の集積を支援するために創設されました。条件を満たす農地の貸借には貸付面積に応じた機構集積協力金を受けることができます。この協力金の用途は地域で決めることが可能です。大面積で取り組むことにより、ライスセンターを建設することも可能です。農業をリタイアする方や水稲部門を廃止し園芸部門に注力する方などには30万円から70万円が支払われます。

【 日本型直接支払制度 】

共同での草刈り等の農地の維持管理について補助を行います。この制度に取り組むことにより、担い手への草刈り等の負担を軽減することができます。

これらの他にも、ほ場整備や、機械の導入など様々な支援策があります。支援策を活用しながら地域農業の維持・発展を図るため、地域での話し合いを始めましょう。まずは、お住まいの市町村や当農業普及所までご相談ください。

今年も米の全量全袋検査を実施します！



米の全量全袋検査も今年で3年目となります。管内における平成25年産米の全量全袋検査は、約168万袋あまりが検査されました。そのうち、放射性セシウム（濃度）が50Bq/kgを超えた米袋はなく、25Bq/kgを超えた米袋の割合も0.01%未満と前年に比べ大幅に減少しました。これも生産者並びに関係者のご理解とご協力の成果であり、感謝申し上げます。

なお、まだ検査を受けていない自家用飯米等については、今後も検査を継続しておりますので、事前に各市町村あるいは各検査場所に検査を申し込んでください。

平成26年産米についても引き続き、飯米縁故米などすべての米を実施します。福島県産米のより一層の信頼向上と安心・安全確保のため、皆様のご協力の程よろしくお願い致します。

農作業事故に注意しましょう！

平成26年6月11日から6月21日までに、福島県内で3件の農作業死亡事故が発生しています！暑い日が続きます。体調管理に注意し、無理なく安全な作業を心がけましょう。

【農作業前のチェック】

- ① 体調は万全か（心配事はないか）
- ② 機械に巻き込まれにくい服装か
- ③ 行き先を家族や近所の方に伝えているか
- ④ 緊急時に連絡が取れるように携帯電話をもっているか
- ⑤ 機械の点検整備はしているか

